

幌別児童館の移転について（案）

令和2年 月

登別市保健福祉部こども家庭グループ

1 児童館とは

(1) 理念

児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設となっている。そのため、児童館はその理念を踏まえ、年齢や発達の程度に応じて子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならないとされている。

(2) 目的

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操を豊かにすることを目的としている。

(3) 登別市の状況

登別市においては、市内に8つの児童館（児童センター含む）と2つの児童室を設置している。児童の利用状況は、令和2年6月末現在で小学生の約21%が利用登録をしており、市内全体で一日平均13.7人の児童が児童館を利用している。

2 幌別東小学校区の児童館について

(1) 経過

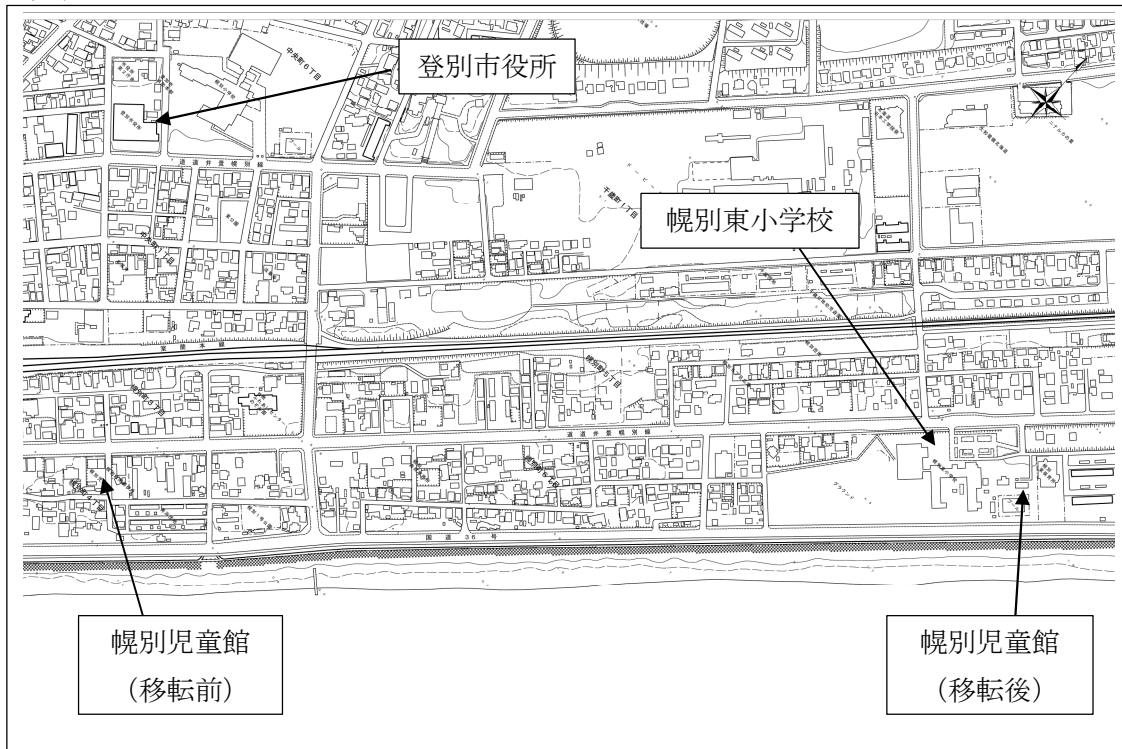
幌別東小学校区においては、小学校区の西部に幌別児童館を設置していたが、令和元年11月16日（土）に近隣住宅の火災により延焼した。

その後、早急に児童の居場所を確保するため、幌別東小学校区内の公共施設等の利用を検討した結果、幌別東小学校敷地内の旧教職員住宅の施設の状態がよく、短期間で移転することが可能であったこと及び小学校敷地内に立地するため児童が安全に利用することができることから、当面の間、旧教職員住宅を幌別児童館の代替施設として利用することとし、同年12月26日（木）から供用を開始した。

(2) 施設について

施設については、旧教職員住宅であるため運動ができるスペースが少なく、児童館で行える遊びは限られているが、元住宅であることを活かし、家庭的な環境の中で保育を行うことにより、児童が安心して過ごすことができる居場所としての活用を図っている。

○位置図



○各施設概要

項目	移転前	移転後 (旧教職員住宅)
所在地	幌別町 4 丁目 10 番地 3	幌別町 8 丁目 17 番地 1
床面積	94.0 m ²	79.0 m ²
建築年	昭和 33 年	昭和 61 年
構造	コンクリートブロック造 2 階建	木造平屋建

(3) 利用状況

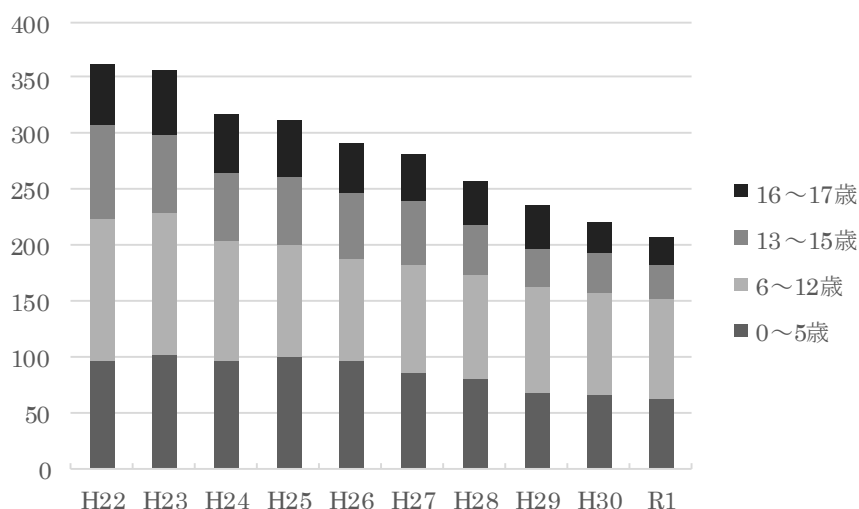
幌別児童館では、地域の児童の減少とともに年々利用者が減少していたが、旧教職員住宅に移転して以降、利用者が増加している。

移転前の児童館は小学校区の西端に立地していたが、小学校の敷地内に移転したことで小学校区のほぼ中心に位置することになり、これまで利用者の少なかった小学校区の東側に住んでいる児童の利用が増加していることや、令和 2 年 4 月から直接来館を開始していることなどが要因と考えられ、今後も引き続き活用を促すこととしている。

○幌別児童館利用状況

年度	年間利用者数	1日平均利用者数	備考
平成28年度	2,228人	7.6人	
平成29年度	2,213人	7.6人	
平成30年度	1,733人	6.0人	
令和元年度	1,470人	5.8人	<ul style="list-style-type: none"> ・11/16 火災発生 ・12/26 移転
令和2年度 (4~6月)	401人	11.1人	<ul style="list-style-type: none"> ・4/1 直接来館開始 ・新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、4/1~4/6、4/18~5/31 まで休館

○幌別東小学校区の児童数の推移（各年度3月31日現在の児童数）



3 幌別児童館の移転に関する考え方

幌別児童館については、令和元年11月に発生した火災を受け、修繕等により再利用することを検討したが、施設の老朽化等により継続して使用することが困難であったことから、早期に建物を除却することとし、令和2年度中に解体工事を実施する予定としている。

また、幌別児童館の建替については、多額の費用を要し、本市の財政状況を考慮すると実施は困難となっている。

一方、移転先の児童館の利用状況については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年2月以降、児童館の臨時休館や遊びの一部制限を行っているものの、児童館の位置が小学校区の西端から中心に移動したことや、直接来館の開始により、従前に比べ児童館が利用しやすい環境となっており、前年度と比較して一日当たりの平均利用者数が増加している。

児童館の設置については、公共施設整備方針及び公共施設等総合管理計画において、学校敷地内等を活用し、設置することとしていることから、幌別児童館においても、小学校敷地内にある旧教職員住宅を活用し、新たな幌別児童館として本格的に運用することとしたい。

使用にあたって使用料を徴する、いわゆる貸館については、これまで使用実績はなく、また施設の形状からも望ましくないことから、原則行わない。

活用については、前述したとおり、直接来館を開始しているところであり、児童の安全な放課後の保育環境を整えるためにも、移転後の旧教職員住宅は適しているものとする。

以上のことから、幌別児童館については、施設の建替は行わず、正式に幌別東小学校敷地内の旧教職員住宅に移転する。